

○比布町複合庁舎建設町民検討委員会設置要綱

(令和5年11月7日告示第109号)

(設置)

第1条 庁舎及びこれと併せて計画する施設（以下「庁舎等」という。）の建設に関し、幅広い分野の意見を反映させるため、比布町複合庁舎建設町民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) 基本設計に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内の団体から推薦を受けた者
- (2) 比布町内に住所を有する18歳以上の者（公募による者）
- (3) 有識者
- (4) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、前条の規定による所掌事項が終了するまでとする。

(委員長及び委員長代理)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前の会議は、町長が招集し、委員長が互選されるまでの間、総務企画課長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(報酬)

第6条 委員の報酬は無報酬とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。